

運転管理業務 (運転管理体制)

運転管理体制 (人数、担当業務、勤務時間等) 及び資格取得人数と資格種類を記載してください。

備考 A 3 版 5 ページ以内で具体的に記述してください。

添付資料2 入札説明書（平成20年6月3日公表）関連 説明資料

設計業務の実施を担う者の資格要件

資格要件 対象の者	a	b	c
浄水施設設計を担う者	(複数の者の場合は、1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
配水池設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
薬品設備設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
事業者用管理棟設計を担う者	(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
排水処理施設設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
電気設備設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
計装設備設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
場内配管設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
附帯施設設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)
撤去設計を担う者		(複数の者の場合は1者でも可能)	(複数の者の場合は1者でも可能)

工事業務の実施を担う者の資格要件

資格要件 対象の者	a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。	b 平成 19・20 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、建築一式工事については「建築」、土木一式工事及び水道施設工事については「土木」、機械器具設置工事については「機械器具設置」、電気工事については「電気」に記載を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。	c 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（平成 20 年 3 月 31 日時点における改正前の基準によるものとする。）における総合評定値が以下の点以上の者であること。	d 平成 8 年 4 月 1 日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、貯留量 1 万 m ³ 以上（公称能力）の規模を有する配水池の建設実績（元請としての施工実績を有すること。）があること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。
土木一式工事を担う者	(複数の者の場合は、1 者でも可能)	「土木」 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	1,200 点 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	(複数の者の場合は 1 者でも可能)
建築一式工事を担う者	(複数の者の場合は、1 者でも可能)	「建築」 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	1,200 点 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	
機械器具設置工事を担う者	(複数の者の場合は、1 者でも可能)	「機械器具設置」 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	1,100 点 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	
電気工事を担う者	(複数の者の場合は、1 者でも可能)	「電気」 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	1,100 点 (複数の者の場合は 1 者でも可能)	
水道施設工事を担う者	(複数の者の場合は、1 者でも可能)	「上水道」 (複数の者の場合は 1 者でも可能)		

(注) 平成 19・20 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、水道施設工事については、「上水道」に訂正します。

工事監理業務の実施を担う者の資格要件

<p>資格要件</p> <p>対象の者</p>	<p>a</p> <p>建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成 9 年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。</p>	<p>b</p> <p>平成 19・20 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登載を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。</p>	<p>c</p> <p>技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるもので、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が 1 名以上在籍していること。</p>
<p>浄水施設建設工事監理を担う者</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>配水池建設工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>薬品設備設置工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>事業者用管理棟築造工事監理を担う者</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>排水処理施設建設工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>電気設備工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>計装設備工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>場内配管工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>附帯施設設置工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>
<p>撤去工事監理及び仮設工事監理を担う者</p>		<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>	<p>（複数の者の場合は 1 者でも可能）</p>

維持管理業務の実施を担う者の資格要件

<p>資格要件</p> <p>対象の者</p>	<p>a</p> <p>平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において委託関係の営業種目で登載を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。</p>	<p>b</p> <p>平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、日量1千m³以上(公称能力)の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績があること。</p>	<p>c</p> <p>平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に、膜の薬品洗浄について、オンサイト洗浄の実績があること。</p>	<p>d</p> <p>平成8年4月1日から入札参加資格確認申請時必要書類の提出までの間に受託した日量1千m³以上(公称能力)の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務を履行できなかった者でないこと。</p>
<p>運転管理業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能) なお、bの資格要件を満たす者のうち、1者はaも満たさなければならない</p>	<p>ただし、オンサイト洗浄を行う者(複数の者の場合は1者でも可能) なお、cの資格要件を満たす者のうち、1者はaも満たさなければならない</p>	<p>(複数の者の場合でも全者が満たす必要がある)</p>
<p>保全管理業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			
<p>水質管理業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			
<p>災害・事故対策業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			
<p>安全衛生管理業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			
<p>施設公開業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			
<p>保安業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			
<p>清掃業務を担う者</p>	<p>(複数の者の場合は1者でも可能)</p>			

添付資料5 入札説明書別添資料1「業務要求水準書」（平成20年6月3日公表）関連
別紙3-2 原水水質引渡し条件(2/2) 修正版

水質管理目標設定項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定 回数	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	アンチモン及びその化合物	0.00003未満	0.00003未満	0.0004	2	原水水質は0.015mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.00001未満	0.00001未満	0.00001	2	原水水質は0.002mg/L以下
3	ニッケル及びその化合物	0.0004未満	0.0004未満	0.01	2	原水水質は0.01mg/L以下
4	亜硝酸態窒素	0.005未満	0.005未満	0.008	12	原水水質は0.05mg/L以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.004mg/L以下
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.04mg/L以下
7	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.006mg/L以下
8	トルエン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	2	原水水質は0.2mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	原水水質は0.1mg/L以下
10	ジクロロアセトトリル	0.001未満	0.001未満	0.001未満	2	原水水質は0.04mg/L以下
11	抱水クロラール	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	原水水質は0.03mg/L以下
12	農薬類	0.001未満	0.001未満	0.008	2	原水水質は1以下
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	2	原水水質は0.3mg/L以下
14	メチル-tert-ブチルエーテル	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	原水水質は0.02mg/L以下
15	臭気強度(TON)	0	1.8	4	適宜	

要検討項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定 回数	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	銀	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	2	
2	バリウム	0.001未満	0.001未満	0.02	2	原水水質は0.7mg/L以下
3	ビスマス	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	2	
4	モリブデン	0.00004未満	0.00023	0.00058	2	原水水質は0.07mg/L以下
5	アクリルアミド	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	2	原水水質は0.0005mg/L以下
6	17-β-エストラジオール	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	2	原水水質は0.00008mg/L以下
7	エチル-エストラジオール	-	-	-	2	原水水質は0.00002mg/L以下
8	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	-	-	-	2	原水水質は0.5mg/L以下
9	ダイオキシン類	0.004	0.033	0.170	2	原水水質は1pg-TEQ/L以下
10	ノニルフェノール	0.01未満	0.01未満	0.01未満	2	原水水質は0.3mg/L以下
11	ビスフェノールA	0.01未満	0.01未満	0.01未満	2	原水水質は0.1mg/L以下
12	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	原水水質は0.2mg/L以下
13	フタル酸ブチルベンジル	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	原水水質は0.5mg/L以下
14	キシレン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	2	原水水質は0.4mg/L以下

その他自主項目						
項目 No.	水質項目	原水水質参考値(H14,15,16,17,18)			測定 回数	引渡し水質条件
		最小	平均	最大		
1	水温	-	-	-	52	
2	アンモニア態窒素	0	0.02	0.2	12	
3	総トリハロメタン生成能	0.008	0.02	0.042	4	
4	生物	9	259	1565	52	
5	従属栄養細菌	400	57661	400000	4	
6	クリプトスポリジウム	0	0.05	1	4	
7	ジアルジア	0	0.15	3	4	
8	総アルカリ度	21	35	43	4	
9	電気伝導率	6.8	10	12.7	12	
10	塩素要求量	-	-	-	12	
11	硫酸イオン	4.4	7	10	4	
12	溶存鉄	0	0.004	0.02	4	
13	溶存マンガ	0	0.0005	0.003	4	

(株式の譲渡)

第4条 (略)

2 各構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

(事業契約)

第5条 (略)

3 乙は、甲と事業者との間での事業契約の締結と同時に別紙1の様式による出資者誓約書兼保証書を作成して甲に提出するものとする。し、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

4 乙は、事業者が増資を行った場合、当該増資完了後速やかに、かかる増資の結果を踏まえ、別紙1の様式による出資者誓約書兼保証書を更新して甲に提出するものとし、また、当該増資の引受けを行う乙以外の者全員から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

5 第1項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、本事業の入札に関し落札者の各構成員に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、甲は事業契約を締結しないことができる。

(略)

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報を相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が金融機関に対して本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして守秘義務を課して開示する場合、乙が本事業の対象業務(業務の内容は業務要求水準書「第2 細則」に定めるところによる。)を委託し又は請け負わせる者に対して当該業務の実施に合理的に必要なものとして守秘義務を課して開示する場合、甲が法令等に基づき開示する場合及び甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合は、この限りではない。

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

出資者誓約書兼保証書

(略)

4 当社は、本契約が終了するまでの間、事業者の議決権を各保有するものとし、「川井浄水場再整備事業基本協定書」第3条第2項を遵守するとともに、市の事前の書面による承諾がある場合（~~第3項前項~~に定める承諾がある場合を含む。）を除き、事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社は、いかなる場合も、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。

5 当社らが、市の書面による事前の承諾を得て保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当社は、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人譲受予定者から、「川井浄水場再整備事業基本協定書」別紙2の様式による別添の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

(略)

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

誓約書

横浜市（以下「市」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「川井浄水場再整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 3 市の書面による事前の承諾を得て、当社が事業者の株式を譲渡する場合には保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること。すること、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを速やかに市に提出すること。

以上

住所
氏名 ●会社
代表者

添付資料 7 入札説明書別添資料 5 「事業契約書（案）」（平成 20 年 6 月 3 日公表）
修正箇所

（秘密の保持）

第 4 条 甲又は乙は、本契約の締結過程及び履行過程で知り得た甲又は乙の秘密に属する事項及び情報を、甲相手方若しくは又は乙の株主若しくは業務受託企業（当該業務の実施に合理的に必要な場合に限る。）以外の第三者に漏えい開示し、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲又は乙が司法手続又は法令等に基づき開示する場合及び並びに弁護士その他本事業に関わる当該契約の当事者のアドバイザー及び金融機関（本事業に関する資金調達を図るために合理的な場合に限る。）に本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合にはこの限りでない。
(略)

（履行保証）

第 10 条 乙は、以下のとおり、契約保証金を納付しなければならない。
(1) 設計・工事期間中の契約保証金の額は、施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）及びこれにかかる支払利息の 100 分の 10 に相当する金額とし、乙は、事業契約締結と同時に納付する。ただし、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 7 条第 4 項及び第 27 条第 3 項第 1 号に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。上記に関わらず、事業契約締結と同時に、乙が自己の責任及び費用負担において、甲又は乙を被保険者とし、施設整備費（~~消費税及び地方消費税を含む。~~）の 100 分の 10 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。なお、乙は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権に質権を設定し、甲に対して当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。甲は、設計・工事期間中、契約保証金を返還せず、かつ、これに利子を付さない。設計・工事期間が終了したときには、甲は、事業者の請求に基づき、速やかに契約保証金相当額を返還し、又は担保の提供による場合、返還に代わる適切な措置をとるものとする。
(略)

(業務受託企業の使用等)

第 13 条 乙は、本事業対象業務の全部又は一部を業務受託企業に委託し、又は請け負わせることができるものとする。この場合において、乙は業務受託企業に委託又は請け負わせる契約において、業務受託企業をして、本契約に基づいて乙が負担するものと同水準以上の秘密保持義務を負わせるものとする。なお、第 71 条の規定により第三者委託を受託する者は、乙の 出資者構成員 であることを要する。

(略)

3 乙は、前項に定めるところにより甲の承諾を受けた業務受託企業 又は第三者 の使用に関する一切の責任を負うものとし、業務受託企業 又は第三者 の責めに帰すべき事由は、事由の如何を問わず乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(略)

5 乙は、次条に規定する場合を除き、業務受託企業が乙から受託し又は請け負った業務(第 71 条の規定に基づく第三者委託に係る業務を除く。)の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを承諾できるものとする。第 2 項から前項までの規定は、この場合において準用する。

6 甲は、業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先で業務の実施につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。

7 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日(閉庁日を含む。)以内にその結果を甲に対して通知しなければならない。

8 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、業務受託企業又は下請負人若しくは再委託先が乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でないと合理的に認めた場合には、乙に対し、当該者との契約を解除するよう求めることができる。

(乙の資金調達等)

第 15 条 (略)

3 甲及び乙は、本事業の実施に関して国庫補助金の支給を受けることができるよう相互に協力する。甲に対する国庫補助金の支給が確定した場合には、これを乙が負担する施設整備費 及び支払利息 の一部に充当するものとし、当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れるものとする。

4 本事業の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により、前項に定める国庫補助金が交付されないことが確定した場合には、甲は、乙に対して支払うべき サービスの対価施設整備費 から、得べかりし交付金金額の 10% に相当する金額を減額する。

(法令等の変更による措置)

第 21 条 (略)

- 5 甲又は乙が、法令の変更若しくは新設又は既存の租税についての税率の変更技術革新等により、サービスの対価の減額を目的とした業務要求水準書の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、第 41 条、第 42 条、第 78 条及び第 79 条の規定にかかわらず、甲又は乙は相手方に対して書面によりサービスの対価の減額方法を通知し、横浜市契約後 V E 方式実施要綱（平成 14 年 9 月 3 日、企技第 50 号。その後の改正を含む。）を準用し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 6 前項の甲と乙との間における協議が、協議開始の日から 60 日（閉庁日を含む。）以内に整わない場合は、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
-

(権利義務の譲渡等)

第 25 条 (略)

- ~~3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、業務受託企業を変更してはならない。~~
- ~~4 甲は、業務受託企業又は下請負人若しくは再受託先が乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でないと合理的に認めた場合には、乙に対し、当該者との契約を解除するよう求めることができる。~~

(成果物及び新設対象施設の利用及び著作権)

第 26 条 (略)

- 5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、事前の甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び新設対象施設の内容を公表すること。
 - (2) 新設対象施設に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
-

(監視員)

- 第 30 条 甲は、その裁量により、合理的な人数の監視員を置くことができる。この場合、甲は、監視員を置いたときは、その日から 14 日（閉庁日を含む。）以内事前に、その監視員の氏名を乙に通知するものとする。また、甲が監視員を変更したときも変更した日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその氏名を乙に通知するものようにするときも同様とする。

(略)

(事前調査業務)

第 35 条 (略)

- 4 事業者側管理範囲の地中埋設物に起因して発生する増加費用は、乙がこれを負担するものとする。ただし、撤去することが著しく困難な地中埋蔵物 (入札説明書等において既に開示されていたものを除く。) が工事の支障となった場合は、その都度、甲及び乙の間の協議により、施工方法及び費用負担を定めるものとする。
- 5 甲は、事業者側管理範囲の用地に土壤汚染 (入札説明書等において既に開示されていたものを除く。) の存在が判明した場合には、乙に発生する増加費用 (土壤汚染の処置費用を含むが、乙が土壤調査に要した費用を除く。) を合理的な範囲で負担する。乙は、当該増加費用の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。
- 6 乙は、第 4 項ただし書 及び前項 に規定されるものを除き、事前調査業務の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する。ただし、当該不備が甲の責めに帰すべき事由 (甲の実施した測量及び調査の不備を含む。) によるものである場合には、この限りでない。

(埋蔵文化財に関する費用負担)

第 36 条 (略)

- 2 埋蔵文化財の再調査に伴う本事業の遂行遅延により生じる追加費用については、甲が負担するものとし、当該追加費用の金額及び支払方法は、甲が乙との協議により定めるものとする。また、甲は、かかる再調査の実施により引渡日の遅延が見込まれる場合は、乙と協議の上、引渡日を変更できるものとする。ただし、乙は、第一段階新設工事に係る引渡日が、平成 27 年 3 月 31 日を超えないよう努めるものとする。

(業務要求水準書又は設計図書等の変更)

第 41 条 (略)

- 2 甲又は乙は、技術革新等により施設整備費の減額を目的とした業務要求水準書 又は若しくは設計図書等の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により施設整備費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 第 1 項及び前項の甲と乙の間における協議が、協議開始の日から 60 日 (閉庁日を含む。) 以内に整わない場合には、甲が 業務要求水準書の合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。ただし、前項の変更が技術革新等によるものである場合は、横浜市契約後 V E 方式実施要綱 (平成 14 年 9 月 3 日、企技第 50 号。その後の改正を含む。) を準用するものとする。

(近隣対策等)

第 46 条 (略)

2 甲は、新設対象施設の設置に関する近隣住民等の要望活動・訴訟、及び入札説明書等において乙に提示した条件について甲の責めに帰すべき事由に関する対する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。

(略)

(工期の変更)

第 48 条 甲は、必要があると認める場合、乙に対して本工事に係る工期の変更 (工期の短縮を含む。以下同じ。) を請求することができる。

(略)

(建設業務における第三者の使用施工体制の確認等)

第 54 条 ~~乙は、建設企業が新設対象施設の建設業務の一部を第三者に委託し、又は下請負人を使用することを承諾できるものとする。~~

~~2~~ 乙は、建設業務につき、建設業法第 24 条の 7 及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出するものとし、その内容を変更したときは、直ちにかかる変更について甲に通知するものとする。

~~3.2~~ 甲は、必要と認めた場合には、建設業務につき、監理技術者又は主任技術者の設置の状況、その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。

~~4~~ 甲は、第 1 項により建設企業が使用する第三者又は下請負人で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。

~~5~~ 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日(閉庁日を含む。)以内にその結果を甲に対して通知しなければならない。

(撤去業務)

第 56 条 (略)

3 乙は、撤去業務に着手する前に、建設業法第 26 条に定める監理技術者又は主任技術者及び撤去業務に係る作業主任者(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 16 条第 1 項に規定する作業主任者をいう。以下同じ。)を定めて撤去業務に係る工事現場に設置し、その氏名その他甲の求める必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。なお、当該監理技術者又は当該主任技術者及び

当該作業主任者については、撤去業務が完了するまでの間（各工区、各工事分野、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気、死亡、退職等のやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

(略)

(撤去業務における**第三者の使用施工体制の確認等**)

第 57 条 ~~乙は、撤去企業が撤去対象施設の撤去業務の一部を第三者に委託し、又は下請負人を使用することを承諾できるものとする。~~

~~2~~ 乙は、撤去業務につき、建設業法第 24 条の 7 及び業務要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出するものとし、その内容を変更したときは、速やかにかかる変更について甲に通知するものとする。

~~3.2~~ 甲は、必要と認めた場合には、撤去業務につき、監理技術者又は主任技術者の設置の状況、その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。

~~4~~ 甲は、~~第 1 項により撤去企業が使用する第三者又は下請負人で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執り行うべきことを請求することができる。~~

~~5~~ 乙は、~~前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内にその結果を甲に対して通知しなければならない。~~

(**工事監理業務**)

第 59 条 (略)

2 乙は、本工事の着手前に、工事監理者及び主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を得なければならない。また、乙は、各本工事の工事監理者を総括する工事監理**総括統括**者を配置しなければならない。なお、工事監理**総括統括**者は、工事監理者を兼ねることができるものとする。

3 乙は、各本工事の着手前に、各本工事に係る要求性能確認計画書を作成し、甲に提出するものとする。工事監理**統括者総括者**は、各本工事の着手前に、各本工事に係る甲が合理的に満足する様式及び内容の監理業務実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

4 乙は、工事監理者及び主任技術者をして、要求性能確認計画書に基づき工事業務を監理させ、要求水準を満たしていることを確認するとともに、その確認に関する記録を作成し、工事監理**統括者総括者**を通じて甲に毎月提出する。

5 工事監理**統括者総括者**は、工事期間中の各月における各本工事及び工事監理の状況について甲が合理的に満足する形式及び内容の監理業務実施報告書を作成し、作成対象月の翌月 10 日までに甲に対して提出するものとする。

- 6 工事監理統括者総括者は、甲が合理的に要請したときは、その都度各本工事及び工事監理の状況について説明及び報告を行うとともに、工事現場における本工事及び工事監理の状況に関する説明を書面により行うものとする。工事監理統括者総括者は、定期的に甲と打合せを行うものとし、その結果については打合せ記録簿に記載し、相互に確認しなければならない。

(工事監理者及び工事監理統括者総括者)

第 60 条 各工事を監理する工事監理者は工事監理統括者総括者と定期的に打合せを行い、各本工事及び工事監理の状況を工事監理統括者総括者に報告する。

- 2 工事監理者は、請負工事契約書及び設計図書等の内容を十分に理解し、工事現場の状況についても精通するものとし、業務に関する図書を適切に整備する。
- 3 工事監理者は、工事企業若しくは下請人又は外部から通知若しくは報告を受けた場合、速やかに工事監理統括者総括者にその内容を正確に伝えるものとする。
- 4 乙は、建設業務に係る本工事の工事監理者については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含む。）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。その後の改正を含む。）に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行うものとする。

(工事監理業務に関する費用負担)

第 61 条 工事監理業務の遅延及び不備、工事監理者の増員その他の事由により工事監理業務に関して甲又は乙において損害、損失又は費用（工事監理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、~~甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれを負担する。甲及び乙は、その負担については、以下の各号に定めるところに従うものとする。~~

- (1) 当該事由が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、施設整備費を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 当該事由が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 当該事由が法令等の変更による場合は、別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 当該事由が不可抗力による場合は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

(甲による完成検査及び甲による完成通知書の交付)

第 64 条 甲は、前条第 6 項の規定による完成届等の提出を受けた日から 14 日（閉庁日を含む。）以内に、監視員、乙及び工事監理統括者総括者の立会いの上完成検査を実施し、業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書のとおり建設業務に係る工事が完成していることを確認したときは、完成通知書を乙に交付しなければならない。

(略)

(引渡し遅延)

第 67 条 (略)

2 乙の責めに帰すべき事由により、引渡日までに乙から甲に対する新設対象施設の引渡しが行なわれない場合、乙は、引渡日から起算して実際に新設対象施設が乙から甲に対して引き渡された日までの期間において、新設対象施設引渡までの延滞日数に応じ、施設整備費相当額から出来形部分に相応する施設整備費相当額を控除した額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を甲に支払う。この場合の遅延損害金の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(略)

(維持管理業務)

第 70 条 (略)

3 乙は、維持管理業務を乙の責任と費用をもって実施するものとし、ただし、維持管理業務の履行の過程において、維持管理業務に関する機器の故障、汚泥の品質の悪化及び汚泥の処分量の増加（原水に由来するものを除く。）、電気・ガスの供給停止、薬品や電気・ガス等の使用量の変動等に起因する一切の増加費用及び損害その他の事由により、甲又は乙において損害、損失又は費用（維持管理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれを負担する。甲及び乙は、その負担については、以下の各号に定めるところに従うものとする。

(1) 当該事由が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、維持管理費を増額することにより乙に対して支払うものとする。

(2) 当該事由が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。

(3) 当該事由が法令等の変更による場合は、別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(4) 当該事由が不可抗力による場合は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

(略)

(水道法に基づく第三者委託)

第 71 条 甲は、水道法第 24 条の 3 の規定に基づき、乙（乙が業務受託企業構成員に委託する場合を含む。）に対し、水道の管理に関する技術上の業務のうち業務要求水準書別紙 4 に規定する業務を乙に委託する。乙は、かかる業務を乙の責任と費用をもって実施する。

(略)

(災害・事故対策業務)

第72条 (略)

2 乙は、事業者側管理範囲において、災害、事故等が発生した場合には、速やかに復旧作業を行い、新設対象施設が本格稼働できる状態に戻すよう努力しなければならない。この場合に生じた増加費用は、乙の負担とする。ただし、不可抗力により生じた合理的な増加費用は、別紙4に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

(略)

(性能保証等)

第73条 乙は、甲が業務要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合には、甲に対し事業期間を通じて業務要求水準書に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。

(略)

(貸与等)

第75条 (略)

7 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又はき損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は現状原状に復して返還しなければならない。

(業務要求水準書及び提案書の変更)

第78条 甲は、本契約に基づき業務要求水準書及び提案書に定める維持管理業務に係る条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙に対して変更の理由を通知し、乙と協議しなければならない。ただし、協議開始の日から60日(閉庁日を含む。)以内に、甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

2 甲は、乙の発案により業務要求水準書及び提案書に定める維持管理業務に係る条件を変更することが合理的であると判断した場合は、乙と協議の上、業務要求水準書及び提案書を変更するものとする。

(業務要求水準書及び提案書の変更に伴う費用負担)

第 79 条 前条の定めるところにより業務要求水準書及び提案書が変更されたされる場合、当該業務要求水準書及び提案書の変更により甲又は乙において損害、損失又は費用（維持管理業務の遂行に当たり乙において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、甲及び乙は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 当該業務要求水準書及び提案書の変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がこれを負担するものとし、甲は、乙と協議の上、維持管理費を増額することにより乙に対して支払うものとする。
- (2) 当該業務要求水準書及び提案書の変更が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙がこれを負担する。
- (3) 当該業務要求水準書及び提案書の変更が法令等の変更による場合は、別紙 3 に記載する「法令等の変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、甲又は乙が負担するものとする。
- (4) 当該業務要求水準書及び提案書の変更が不可抗力による場合は、別紙 4 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により、甲及び乙が負担するものとする。

2 前条の定めるところにより業務要求水準書及び提案書が変更されたされる場合で、当該変更により乙において本事業に要する費用の減少が生ずる生じたときは、甲は、乙と協議した上、維持管理費の支払額を減額することができる。この場合、当該変更が技術革新等によるものである場合は、横浜市契約後 V E 方式実施要綱を準用するものとする。

(維持管理費の支払)

第 86 条 甲は、維持管理費を、別紙 5 に記載する「サービスの対価の支払方法」に従い、乙からの請求書を甲が受理した後、乙に対して支払わなければならない（原則として四半期に一度とする。ただし、新設対象施設の修繕に係る費用にあつては、予め甲に提出された業務計画書のうちの長期修繕計画に記載された時期に当該修繕が実施されたことが確認された場合に限り支払われるものとする。）。

(略)

(違約金)

第 90 条 乙は、本契約締結日から第一段階新設工事に係る引渡日までの間に第 87 条第 1 項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、第一段階新設工事に係る施設整備費相当額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲へ支払わなければならない。

2 乙は、第一段階新設工事に係る引渡日以降に第 87 条第 1 項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残額の 100 分の 10 に相当する額及び第二段階新設工

事に係る引渡日前にあっては、第二段階新設工事に係る施設整備費相当額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲へ支払わなければならない。

- 3 甲は、第1項及び第2項及び前項（第二段階新設工事に係る引渡日前に限る。）の場合において、第10条の規定により履行保証保険契約が締結され、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合は、これをもって違約金に充当する。

(略)

(事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務)

第92条 甲は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合においては、本契約が終了した日から14日（閉庁日を含む。）以内に、本施設の現況を検査することができる。~~ものとし、当該~~検査に要する費用は乙の負担とする。ただし、本契約が第87条第2項、第88条及び第89条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担するものとする。

- 2 乙は、本契約が事業期間の終了以外の事由により終了した場合において、事業場所に乙又は業務受託企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人若しくは再委託先又はその及び使用人の所有又は管理するこれらの物件を含み、以下「乙等所有物件」という。）があるときは、当該乙等所有物件を直ちに撤去するとともに、事業場所を業務要求水準書に定める業務運営に支障のない状態に回復して、甲の確認を受けなければならないものとし。なお、乙は、当該撤去又は回復に要する費用を負担するものし、は乙の負担とする。ただし、本契約が第87条第2項、第88条及び第89条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担する。

- 3 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に乙等所有物件を撤去せず、事業場所の状態を回復しないときは、乙に代わって当該物件を処分し、事業場所の状態を前項に定める状態に回復することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができないものとし、甲の処分又は回復に要した費用を負担しなければならない。ただし、本契約が第87条第2項、第88条及び第89条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担するものとする。

(略)

(事業期間の終了時における乙の責務)

第93条 前条（第6項を除く。）の規定は、事業期間の終了の場合に準用する。乙は、~~事業期間が終了した場合、甲又は甲の指示する者に本契約に定める各業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。~~

- 2 乙は、事業期間の終了により新設対象施設の維持管理業務を引き継ぐにあたっては、全ての新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態で引き渡すこ

とを要する。そのため、乙は、全ての新設対象施設の機能につき、甲が合理的に満足する形式及び内容の証明書を甲に提出した上で、当該引渡しを行うものとする。~~なお、事業期間終了後1年以内に新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を下回った場合（甲の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、乙は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。~~

(略)

第2節 第一段階新設工事に係る引渡日までの事由による解除の効力

(乙の帰責事由による契約解除の効力)

第96条 甲は、本契約の締結日から第一段階新設工事に係る引渡日までの間において、第87条第1項各号のいずれかの規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の各項のいずれかの措置をとることができるものとする。

(略)

(甲の帰責事由による契約解除の効力)

第97条 乙が、本契約の締結日から第一段階新設工事に係る引渡日までの間において、第88条の規定により本契約を解除できる場合、又は甲が第87条第2項により本契約を解除できる場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(略)

(法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)

第98条 甲は、本契約の締結日から第一段階新設工事に係る引渡日までの間において、第89条の規定により本契約を解除できる場合は、以下の第2項又は第3項のいずれかの措置をとることができるものとする。

(略)

第3節 第一段階新設工事に係る引渡日後の事由による契約解除の効力

(乙の帰責事由による契約解除の効力)

第99条 甲は、第一段階新設工事に係る引渡日以降において、第87条第1項各号のいずれかの規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の各項のいずれかの措置をとることができるものとする。

(略)

3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点における施設整備費の残額の100分の100及びこれにかかる支払利息を支払う(ただし、第二段階新設工事に係る引渡日までの間にあっては、第96条第3項第2号及び第3号の規定を準用する。)。

(略)

(甲の帰責事由による契約解除の効力)

第100条 乙が、第一段階新設工事に係る引渡日以降において、第88条の規定により本契約を解除できる場合、又は甲が第87条第2項の規定により本契約を解除できる場合は、以下の各号の定めるところによるものとする。

(1) 乙は、甲に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点における施設整備費の残額の100分の100及びこれにかかる支払利息を支払う(ただし、第二段階新設工事に係る引渡日までの間にあっては、第97条第1項第2号及び第3号の規定を準用する。)。

(略)

(法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)

第101条 甲は、第一段階新設工事に係る引渡日以降において、第89条の規定により本契約を解除できる場合は、乙と協議の上、以下の第2項又は第3項のいずれかの措置をとることができるものとする。

(略)

3 甲において本事業を継続することができないと決定した場合は、以下の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 甲は、乙に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

(2) 甲は、前号の場合において、本契約解除時点における施設整備費の残額の100分の100及びこれにかかる支払利息を支払う(ただし、第二段階新設工事に係る引渡日までの間にあっては、第98条第3項第2号及び第3号の規定を準用する。)。

(略)

(乙による事実の表明保証及び誓約)

第102条 (略)

2 乙は、本契約の事業期間において次の各号を誓約する。

(1) 乙は、業務受託企業代表企業及び各構成員をして、甲との間で締結した基本協定に従わせる。

(略)

附則

(出資者に関する誓約)

第1条 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、出資者はをして、事前に書面により甲の承諾を得た場合に限り、乙の株式又は出資（匿名組合出資にかかる利益配分権及び出資金返還請求権を含む。以下同じ。）の全部若しくは一部をにつき、第三者に対して対する譲渡、担保設定その他の処分をすることができるものとするさせないものとする。

(略)

3 乙は、出資者は、本契約の締結に当たり、出資者をして、基本協定に定めるところにより、別紙8又は9に定める様式による出資者誓約書兼保証書又は誓約書を甲に対して提出するさせるものとする。

別紙 1 定義集

第 3 条に定める本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

8. 「打合せ記録簿」とは、甲及び工事監理統括者総括者との間の打合わせの経過及び内容を記載した書面をいう。
14. 「監理業務実施計画書」とは、工事監理統括者総括者が第 59 条第 3 項の規定に従って甲に提出する計画書をいい、①監理業務の内容、実施項目、②監理業務の実施体制、③監理業務の実施方法、④連絡方法、連絡体制、⑤その他監理業務実施上の必要となる事項を内容とする。
15. 「監理業務実施報告書」とは、工事監理統括者総括者が第 59 条第 5 項の規定に従って甲に提出する報告書をいい、①実施した監理業務の内容、②その他必要事項を内容とする。
33. 「工事監理統括者総括者」とは、各工事の工事監理者を総括する者をいう。
74. 「設計・工事期間」とは、原則として、平成 21 年 4 月から平成 2629 年 3 月までの期間をいう。
86. 「地中埋設物」とは、上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドボール、埋蔵文化財等、地中に埋設された物をいう。
99. 「引渡日」とは、事業工程表において、第一段階新設工事及び第二段階新設工事につき、それぞれ乙が甲に完成した新設対象施設の引渡しを完了する日として定められた日をいい、甲と乙の協議により引渡日を変更した場合にあっては変更後の引渡日をいう。

別紙4 不可抗力による費用分担

(略)

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は、以下のとおりとする。

工事期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う施設整備費及び維持管理費
(金利及び物価変動を含む。)

別紙5 サービスの対価の支払方法

3 各種サービスの対価の支払方法

(1) 施設整備費及びこれにかかる支払利息

(略)

イ 第2段階工事期間にかかる費用及び支払利息

(略)

(イ) スプレッド

乙が入札時に提案したスプレッド

また、甲は、国庫補助金の交付を受けた後に乙に交付する。乙は、交付を受けた補助金を、その支給対象業務の遂行に必要な費用に充当する。

なお、乙が工期の短縮を提案する場合は、その短縮期間に伴い、支払期間や支払日も前倒しで行う。

施設整備費[のうち工事費]は、別紙6記載のとおり、甲又は乙の請求により、物価変動を考慮して変更されることがある。

(2) 維持管理費

(略)

イ 修繕費

修繕費は、業務計画書に記載提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、上記アと同様とする。

また、物価変動による対価の改定についても、上記アと同様に行う。

別紙6 サービスの対価の変更

1 物価変動によるサービスの対価の変更

(1) 施設整備費のうち工事費

- ア 甲及び乙は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により施設整備工事費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して施設整備工事費の変更を請求することができる。
- イ 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前施設整備工事費（本契約に定められた施設整備工事費をいう。以下同じ。）と変動後施設整備工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前施設整備工事費の1,000分の15を超える額につき、施設整備工事費の変更に応じなければならない。
- ウ 変動前施設整備工事費及び変動後施設整備工事費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、変動前施設整備工事費及び変動後施設整備工事費を定め、乙に通知する。
- エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により施設整備工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく施設整備工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備工事費が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、施設整備工事費の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備工事費が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、施設整備工事費の変更を請求することができる。
- キ 上記オ又はカの規定による請求があった場合において、当該施設整備工事費の変更額については、甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、施設整備工事費を変更し、乙に通知する。
- ク 上記ウ又はキの協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

(2) 維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

~~入札時の費用の積算の前提となる指標は平成20年8月1日時点のものを参照するものとし、その時点サービスをサービスの対価の改定に当たっての起点とする。~~平成25年度末又

は甲と乙が別途合意する日に、本契約締結日から当該時点までのにおける指標におけるの変動率を勘案した改定率を反映させサービスの対価維持管理費の見直しを行い、当該変動率が±3%以上の場合、これに基づく改定を実施するものとする。以後の改定は見直し後の以降、毎年、指標の変動率を勘案した改定率を反映させ施設整備費の見直しを行うこととし、サービスの対価を基に行う。ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない以上の場合及び又は直近の改定からの変動率が累積で±3%に満たない以上の場合には改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。に、これに基づく改定を実施するものとする。

なお、上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。この場合、当該協議において合意が成立しないときは、甲は、指標の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する指標を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。

(略)

項目	該当する業務	参照指標
安全衛生管理業務費	安全衛生管理業務	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額

(略)

3 市場実勢価格等の変動によるサービスの対価の変更

甲及び乙は、維持管理費について、直近の改定時の~~サービス維持管理費~~の対価及び類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格の推移その他新製品の導入等諸般の事情を勘案して、5事業年度に1度、見直しのための協議を行う。この場合、当該協議において合意が成立しないときは、甲は、維持管理費の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により乙に対して通知する。なお、初回の見直しは、平成25年度末又は甲と乙が別途合意する日とする。

(略)

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

出 資 者 誓 約 書 兼 保 証 書

(略)

4 当社は、本契約が終了するまでの間、事業者の議決権を各保有するものとし、「川井浄水場再整備事業基本協定書」第3条第2項を遵守するとともに、市の事前の書面による承諾がある場合（第3項前項に定める承諾がある場合を含む。）を除き、事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、当社は、いかなる場合も、反社会的勢力（集団的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。

5 当社らが、市の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当社らは、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、「川井浄水場再整備事業基本協定書」別紙2の様式による誓約書を徴求の上、市に提出すること。当社らが保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、当社らは、譲受予定者から別添の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

平成●年●月●日

横浜市
横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

誓約書

横浜市（以下「市」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付で締結された「川井浄水場再整備事業事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式に係る議決権数は●個であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 3 市の書面による事前の承諾を得て、当社が事業者の株式を譲渡する場合には、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを速やかに市に提出すること。当社が保有する事業者の株式を譲渡することが許容される場合において、譲渡を行う場合、譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること。

以上

住所
氏名 ●会社
代表者